

(令和5年度当初)

地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分)

個票

自治体名 **つがる市** (都道府県: **青森県**)

本事業の担当部局名 **総務部 地域創生課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区	分 結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援 (一般コース)		
個別事業名	つがる市結婚生活スタートアップ事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~ 令和6年3月31日	事業開始年度	令和3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	8,640,000 円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)		
	<p><地域における実情と課題></p> <p>本市は第2期つがる市地域活力創生総合戦略に基づき、少子化対策を推進している。平成31年度実施の「子育てに関するアンケート調査」では、87.8%が「つがる市は子育てしやすい」と回答していた。本市の出生数(H28年190人、R1年135人)、合計特殊出生率(H28年1.40、R1年1.14、R3年1.30)は近年減少傾向にあったものの、令和3年には出生数144件、合計特殊出生率1.30とわずかに持ち直した。しかしながら、10歳代後半から20歳代前半において、特に女性の首都圏への転出超過がみられ、自然減に影響を与えている。</p> <p>本市の少子化対策は子育て支援政策を中心に展開してきたが、結婚を促す環境整備も重要であるという観点から平成27年度地域少子化対策重点推進事業を活用して結婚支援事業を実施した。出会いイベントにおいては、カップル成立数や成婚数が年々増加傾向にあるものの、本市の婚姻数は平成28年以降(H28年128件、R1年97件、R3年61件)大きく減少している。令和元年度実施の「地方創生に関するアンケート」において、「将来、結婚したい」と回答した人の割合は10歳代から20歳代で77.0%、30歳代で71.6%と若い世代で高くなっている。また、結婚していない理由の1つとして、「結婚資金が足りない・住居が準備できない」があげられており、若者に対して結婚に伴う経済的負担を軽減する支援が必要であると考えられる。</p> <p><本個別事業の位置付け></p> <p>第2期つがる市地域活力創生総合戦略においては、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかかなる」を基本目標の1つに掲げ、①出会いと結婚への支援の充実・強化、②妊娠・出産・子育て支援の充実、③地域を愛し、未来を担う人材の育成、④仕事と子育ての両立支援の4項目の推進施策で構成している。本事業は推進施策①における取り組みである「新婚向け住宅等に関する支援を行い、経済的負担軽減を図る」に位置づけられる。</p> <p>令和4年度から市独自で「生活家電購入費用」を補助対象費目に追加し、若い世代の結婚をさらに後押ししている。</p>		
	(本個別事業における現状と課題)		
	(課題への対応)		

個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	【その他独自要件】							
<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に夫婦双方の住民票の住所が入居対象となる住居の住所となっていること ・申請日より3年以上継続して居住する意思があること ・新婚世帯において税を滞納していないこと 								
2. 申請見込								
①新規世帯見込	13 世帯		左記以外 5 世帯					
上記のうち	ともに29歳以下	8 世帯						
【積算根拠】								
○見込件数計算○ 令和4年度の実績見込み数13件を考慮し、令和5年度申請見込を13件とする。 うち、夫婦共29歳以下は8件、夫婦共30～39歳は5件。								
<p>対象世帯見込数 ①61件×②91.1%×③74%=42世帯</p> <p>制度利用見込数 42世帯×④30.2%=13件</p> <p>夫婦共29歳以下 13件×②'55.8%=8件</p> <p>夫婦共30～39歳 13件×②''44.2%=5件</p>								
<p>①令和3年つがる市年間婚姻数 61件</p> <p>②「令和3年人口動態統計」令和3年に結婚生活に入った夫婦共に39歳以下の</p>								
【令和4年度申請状況】								

世帯割合 91.1%

- ②' ②において、夫婦共に29歳以下の世帯の割合 55.8%
- ②" ②において、夫婦共に30～39歳の世帯の割合 44.2%
- ③「令和元年国民生活基礎調査」令和元年世帯主の年齢別、世帯所得の割合 74%
- ④令和4年度の対象世帯に対する制度利用率(見込) 30.2%

○補助金計算○

8件(夫婦共29歳以下支給見込世帯数) × 60万円(補助上限額) = 4,800千円
5件(夫婦共30～39歳支給見込世帯数) × 30万円(補助上限額) = 1,500千円
13件(継続補助見込件数) × 180千円(補助上限までの残額) = 2,340千円

4,800千円 + 1,500千円 + 2,340千円 = 8,640千円(補助対象経費)
8,640千円 × 1/2(補助率) = 4,320千円(補助見込額)

(令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月)
申請 見込 世帯数 13 世帯

②継続補助見込	継続補助実施の有無		世帯 円
	見込世帯数	有	
見込世帯数	13		
対象経費支出予定額	2,340,000		

3. 広報の実施予定

・チラシを500枚作成して、市内外にある結婚式場、不動産会社、引越業者等に周知及び新婚世帯等への配布を依頼する。
 ・市の広報やHPに掲載する。・県の公共施設におけるチラシの配布。・SNS等活用による情報発信。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	婚姻数	件	102 (令和5年)	61 (令和3年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.30 (令和3年)	
	婚姻件数	件	61 (令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	婚姻率		1.98 (令和3年)	
	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	54 (令和4年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	86 (令和4年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	95	71 (令和4年度)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	青森県のHPに掲載しPRをする。また、県の公共施設においてチラシの配布や設置を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	幅広く対象者に情報を提供するため、市が作成したチラシを市内外にあるブライダルプロデュース会社・結婚式場・不動産会社・引越業者等に周知及び新婚世帯等への配布を依頼する。			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
 - ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
 - ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。